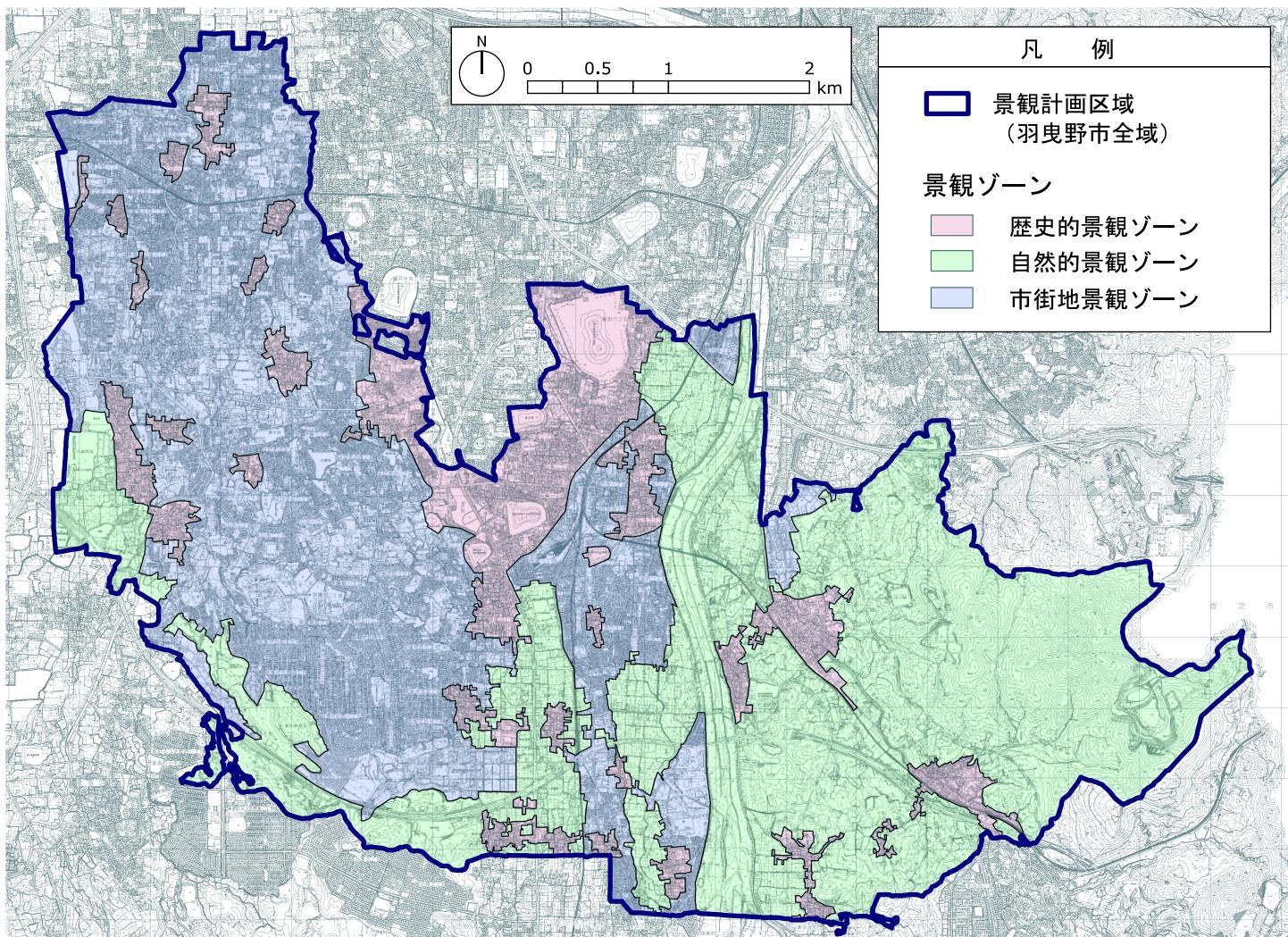


# 景観形成の方策

## 1 景観計画区域における行為の制限

羽曳野市全域を景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域に設定します。

景観計画区域（景観形成促進区域及び景観形成重点区域を除く）における行為の制限は、下図に示す景観ゾーンごとに定める景観形成基準に従って行います。



※行為が本景観計画区域内外にまたがる場合は、本景観計画区域内に存する部分の割合によらず、本景観計画の行為の制限の対象となります。また、この場合において、隣接する他の景観計画区域における届出対象行為に該当する行為は、両方への届出が必要となります。

## ■ 景観計画区域における届出対象行為

景観計画区域（景観形成促進区域及び景観形成重点区域を除く）について、景観法第16条第1項に基づく届出をする行為は次のとおりです。

景観法第17条第1項に基づく変更命令の対象とする行為（特定届出対象行為）は、法第16条第1項第1号及び第2号に基づく届出対象行為とします。

届出の対象となる規模	届出の対象となる規模
<b>法第16条第1項 第1号により 届出が必要な行為</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが20mを超えるもの 又は 建築面積が2,000m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
<b>法第16条第1項 第2号により 届出が必要な行為</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【A】：高さが20mを超えるもの</li> <li>・【B】：高さが20m又は建築面積が2,000m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・【C】：工作物の高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが20mを超えるもの</li> </ul> <p>【A】：煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱木柱、装飾塔記念塔、高架槽サイロ、物見塔等      【B】：擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物      【C】：建築物に設置する場合</p>

## ■ 景観計画区域における景観形成基準

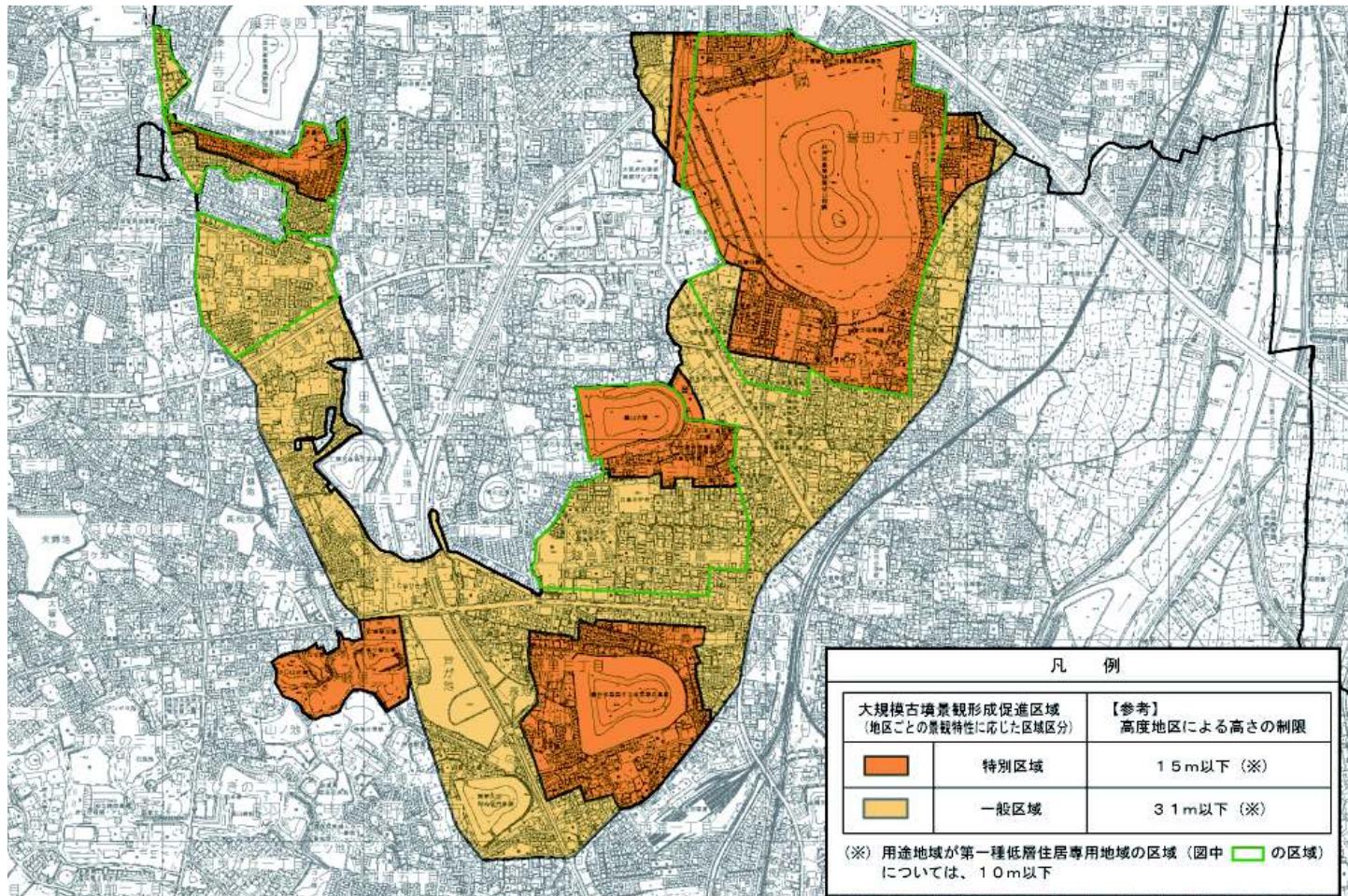
項目	基 準	景観ゾーン			
		歴史的	自然的	市街地	
<b>建築物及びこれに附属する工作物の配置</b>	<b>屋外に設置するもの</b>	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	○	○	○
	<b>外壁に設置するもの</b>	ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	○	○	○
		屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	○	○	○
		エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。	○	○	○
	<b>屋上に設置するもの</b>	高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	○	○	○
		屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	○	○	○
<b>建築物及び工作物の外観</b>	<b>色 彩</b>	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表の色彩基準を遵守すること。	○	○	○
		外壁及び屋根等の基調となる色彩は、歴史的資源や伝統的なまちなみ配慮したものとする。	○		
		外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並み等と調和するものとする。		○	
	<b>外 壁</b>	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。	○	○	○
		背景となる山並みや対岸等からの見え方、スカイラインに配慮する。		○	
	<b>意 匠</b>	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。	○	○	○
		歴史的資源や伝統的なまちなみ配慮したものとする。	○		
<b>敷地内の緑化</b>	緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	○	○	○	
	道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。	○		○	
	敷地内には緑を適切に配置する。		○		
	山並みの緑に配慮し、又は河川に面する敷地においては、敷際に緑を適切に配置する。		○		
	河川（堤防）に通じる道路に面する敷地に緑を適切に配置する。		○		

## 2 景観形成促進区域における行為の制限

### 大規模古墳景観形成促進区域

#### ■ 指定区域

墳丘長200mを超える大規模古墳の周辺（※世界文化遺産への登録をめざしている古市古墳群の緩衝地帯）



#### ■ 景観形成の方針

- 特別区域：古墳と景観的な一体性をもつ近傍の区域については、古墳と市街地の継続した景観の保全を図ります。（※緩衝地帯における資産近傍）
- 一般区域：特別区域を取り囲み、古墳同士を緩やかにつなぐ区域については、古墳とその周辺の都市活動との調和した景観の形成を図ります。（※緩衝地帯における資産近傍以外の地域）



## ■ 景観地区の指定

応神天皇陵古墳や墓山古墳などの大規模古墳は、羽曳野市の景観を特徴づける特に重要な景観資源であり、古墳近傍における市街地の継続した景観と、古墳と周辺の都市活動との調和した景観の形成が求められます。

そこで、より積極的に良好な景観を形成するため、都市計画で定める景観地区を指定します。

## ■ 景観地区における行為の制限の考え方

景観形成促進区域に定める特別区域と一般区域のそれぞれの区域における景観形成の方針に基づき、都市計画法に基づく高度地区との連携のもとに、認定申請の対象とする行為や建築物の規模に応じた景観形成基準を設定し、景観の規制・誘導を図ります。

	大規模古墳景観形成促進区域（景観地区）における行為の規制の考え方	
	特 別 区 域	一 般 区 域
認定申請の対象とする行為の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>これまで良好な住環境が維持されており、古墳に隣接する地域であることから、古墳との調和や一体性を考慮し、全ての建築物を対象とする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>特別区域を取り囲む地域であることから、中規模及び大規模建築物を対象とする。</li></ul>
景観形成基準の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>大規模・中規模・小規模のそれぞれの建築物ごとに、地域やまちの特性への配慮規準や建築物の敷地や形態・意匠・色彩、付帯設備に対する配慮基準などを定める。</li><li>特に、色彩については、「古墳の豊かな緑と調和した色彩とすること」を基本とし、マンセル値によりベースカラーとして使用できる色彩の範囲や、アクセントカラーの面積割合などを定める。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>大規模・中規模のそれぞれの建築物ごとに、地域やまちの特性への配慮規準や建築物の敷地や形態・意匠・色彩、付帯設備に対する配慮基準などを定める。</li><li>特に、色彩については、「特別区域と大規模古墳景観形成促進区域外とのつながりに配慮すること」を基本とし、マンセル値によりベースカラーとして使用できる色彩の範囲や、アクセントカラーの面積割合などを定める。</li></ul>

※ 大規模建築物：高さが15m超又は地上6階以上、又は延べ面積が3,000m<sup>2</sup>超、又は建築面積2,000m<sup>2</sup>超の建築物

中規模建築物：高さが10m超又は地上4階以上、又は延べ面積が500m<sup>2</sup>超の建築物

小規模建築物：高さが10m以下かつ地上4階未満、かつ延べ面積が500m<sup>2</sup>以下の建築物

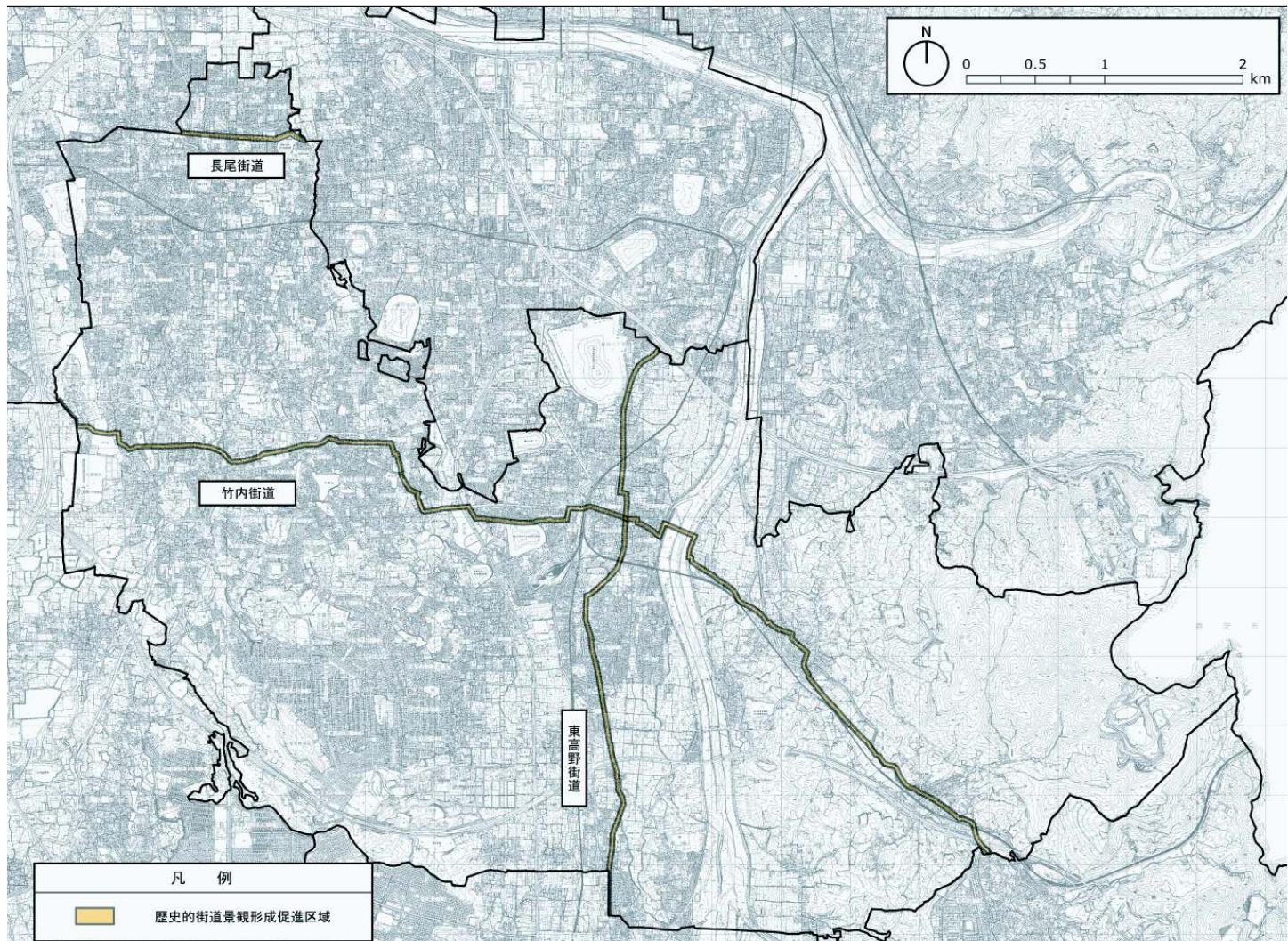
## ■ 景観地区の指定までの期間における行為の制限

景観地区の指定（都市計画決定）までの期間における当該区域での行為については、移行期間として景観計画区域における行為の制限を適用します。また、工作物の建設等については、景観法第72条第2項に基づく景観地区工作物制限条例による制限が定められるまでの間は、景観計画区域における行為の制限を適用します。なお、高度地区は、景観地区の指定と同様に、都市計画決定の告示をもって効力が発生します。

# 歴史的街道景観形成促進区域

## ■ 指定区域

竹内街道、東高野街道、長尾街道の沿道（道路及び道路の端から両側10mの幅の区域とします。また、敷地が区域の内外にわたる場合は、敷地の全てについて区域内とします。）



※歴史的街道景観形成促進区域のうち、大規模古墳景観形成促進区域と重複する区域における行為のうち、建築物の建築等については大規模古墳景観形成促進区域の景観地区の指定後、工作物の建設等については景観地区工作物制限条例の制定後、開発行為・土地の形質の変更・木竹の植栽又は伐採・物件の堆積については景観地区開発行為等制限条例の制定後から、景観地区的行為の制限を適用します。なお、それまでの期間における各行為については、歴史的街道景観形成促進区域における行為の制限を適用します。

## ■ 景観形成の方針

沿道の歴史的な建築物や道標、古墳などの歴史文化資産を活かし、地域の歴史的な雰囲気を感じられるまちなみ景観を形成するとともに、街道としてのつながりを意識した景観を形成します。



## 届出対象行為

対象の区域について、景観法第16条第1項に基づく届出を要する行為は次のとおりです。

景観法第17条第1項に基づく変更命令の対象とする行為（特定届出対象行為）は、法第16条第1項第1号及び第2号に基づく届出対象行為とします。

届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
<b>法第16条第1項 第1号により 届出が必要な行為</b>	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外壁の色彩に係る外観の過半の変更 ・高さが15mを超えるもの 又は 建築面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの
<b>法第16条第1項 第2号により 届出が必要な行為</b>	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は外壁の色彩に係る外観の過半の変更 ・【A】：高さが15mを超えるもの ・【B】：高さが15m又は建築面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの ・【C】：工作物の高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが15mを超えるもの ※【A】～【C】は6頁参照
<b>法第16条第1項 第3号により 届出が必要な行為</b>	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ・開発区域面積500m <sup>2</sup> 以上
<b>法第16条第1項 第4号により 届出が必要な行為</b>	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ・面積1,000m <sup>2</sup> 以上 木竹の植栽又は伐採 ・面積1haを超えるもの 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ・面積1,000m <sup>2</sup> 以上

## 景観形成基準

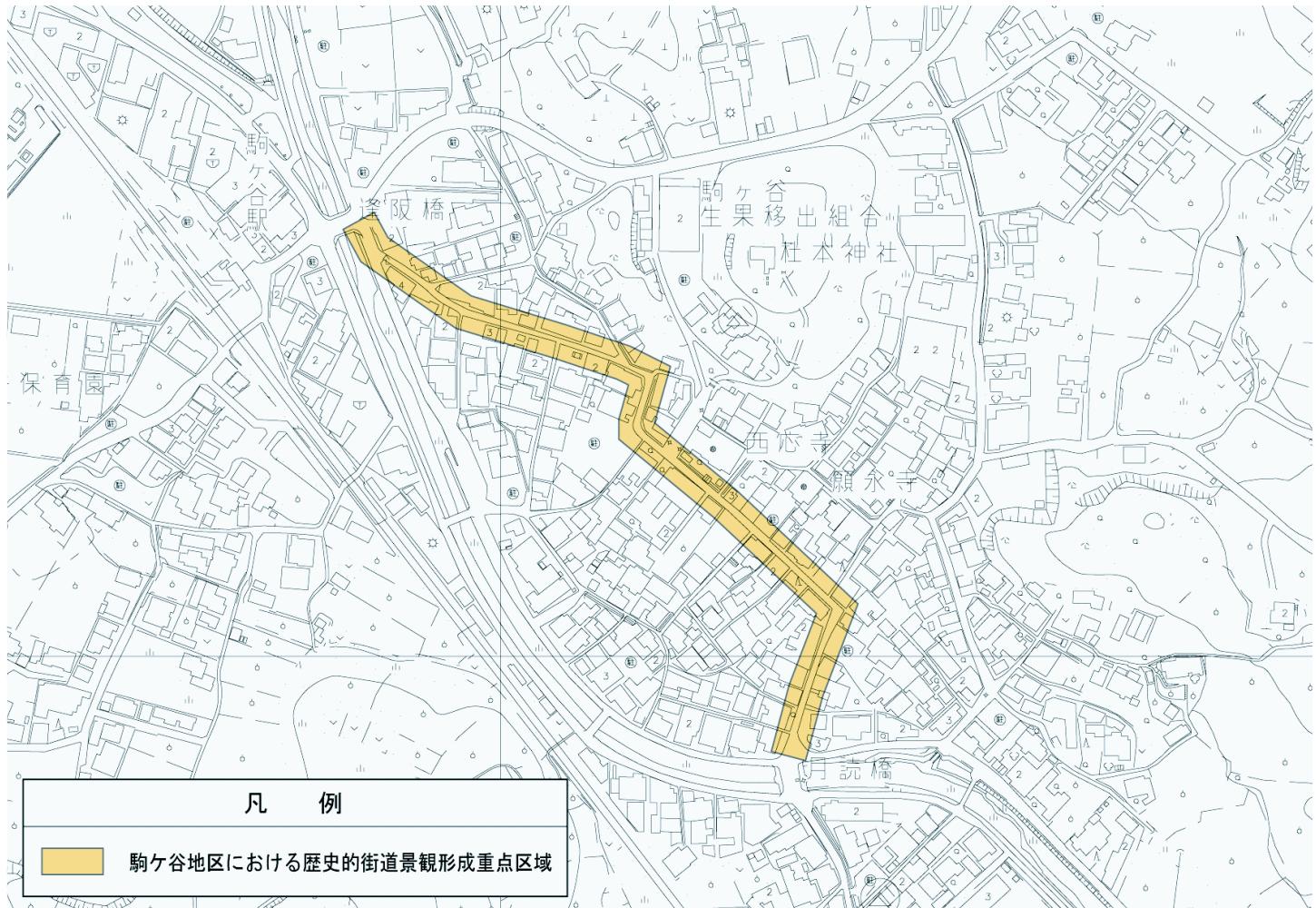
項目	基 準						
<b>建築物及びこれに附屬する工作物の配置</b>	<table border="1"> <tr> <td><b>屋外に設置するもの</b></td><td>駐車場、駐輪場及びごみ置場等は、原則として敷地の外から見える場所に配置しない。やむを得ず見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。</td></tr> <tr> <td><b>外壁に設置するもの</b></td><td>ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。</td></tr> <tr> <td><b>屋上に設置するもの</b></td><td>エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。</td></tr> </table>	<b>屋外に設置するもの</b>	駐車場、駐輪場及びごみ置場等は、原則として敷地の外から見える場所に配置しない。やむを得ず見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	<b>外壁に設置するもの</b>	ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	<b>屋上に設置するもの</b>	エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
<b>屋外に設置するもの</b>	駐車場、駐輪場及びごみ置場等は、原則として敷地の外から見える場所に配置しない。やむを得ず見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。						
<b>外壁に設置するもの</b>	ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。						
<b>屋上に設置するもの</b>	エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。						
<b>建築物及び工作物の外観</b>	<table border="1"> <tr> <td><b>色 彩</b></td><td>外壁及び屋根等の基調となる色彩は、街道沿いの伝統的まちなみとの調和に配慮し、著しく派手なものとしない。※別表の色彩基準を遵守すること。</td></tr> <tr> <td><b>外 壁</b></td><td>長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、街道沿いの伝統的まちなみ配慮する。</td></tr> <tr> <td><b>意 匠</b></td><td>伝統的まちなみ景観になじまない、著しく突出した意匠としない。</td></tr> </table>	<b>色 彩</b>	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、街道沿いの伝統的まちなみとの調和に配慮し、著しく派手なものとしない。※別表の色彩基準を遵守すること。	<b>外 壁</b>	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、街道沿いの伝統的まちなみ配慮する。	<b>意 匠</b>	伝統的まちなみ景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
<b>色 彩</b>	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、街道沿いの伝統的まちなみとの調和に配慮し、著しく派手なものとしない。※別表の色彩基準を遵守すること。						
<b>外 壁</b>	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、街道沿いの伝統的まちなみ配慮する。						
<b>意 匠</b>	伝統的まちなみ景観になじまない、著しく突出した意匠としない。						
<b>敷地内の緑化</b>	街道に面する敷際には、緑を適切に配置する。 緑の配置に際しては、伝統的まちなみの緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。						
<b>開 発 行 為</b>	できる限り現状の地形を生かし、長大なり面又は擁壁を要しないよう配慮する。ただし、やむを得ない場合、のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、区域の植生と調和した緑化を図る。また、擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、区域の環境及びまちなみとの調和に配慮する。						
<b>土 地 の 形 質 の 変 更</b>	(ア)整然と採取又は伐採を行うとともに、前面の緑化等により区域の景観との調和に配慮する。 (イ)行為を終了した箇所から速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景を行う。						
<b>木 竹 の 植 栽 又 は 伐 採</b>	(ア)区域の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採に努める。 (イ)既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すよう努める。 (ウ)行為を終了した箇所から速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景を行う。						
<b>物 件 の 堆 積</b>	(ア)できる限り道路、公園等の公共の場から目立ちにくい位置及び規模とする。 (イ)高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とする。 (ウ)できる限り道路、公園等の公共の場から見えないよう、区域の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいする。						

### 3 景観形成重点区域における行為の制限

## 駒ヶ谷地区における歴史的街道景観形成重点区域

### ■ 指定区域

駒ヶ谷地区における竹内街道沿道（道路及び道路の端から両側10mの幅の区域とします。また、敷地が区域の内外にわたる場合は、敷地の全てについて区域内とします。）



### ■ 景観形成の方針

歴史的な様式を踏襲したまちなみ景観を形成するとともに、周囲のブドウ畠と一体となった文化的景観としての価値を向上、発信していきます。



## 届出対象行為

対象の区域について、景観法第16条第1項に基づく届出を要する行為は次のとおりです。

景観法第17条第1項に基づく変更命令の対象とする行為（特定届出対象行為）は、法第16条第1項第1号及び第2号に基づく届出対象行為とします。

届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
<b>法第16条第1項 第1号により 届出が必要な行為</b>	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外壁の色彩に係る外観の過半の変更 ・すべての建築物
<b>法第16条第1項 第2号により 届出が必要な行為</b>	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は外壁の色彩に係る外観の過半の変更 ・【A】 【B】：建築確認申請が必要となる規模 ただし、【B】のうち垣、さくその他これらに類する工作物等については、高さが2mを超えるもの ※【A】 【B】は6頁参照
<b>法第16条第1項 第3号により 届出が必要な行為</b>	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ・開発区域面積500m <sup>2</sup> 以上
<b>法第16条第1項 第4号により 届出が必要な行為</b>	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ・面積1,000m <sup>2</sup> 以上 ・面積1haを超えるもの ・面積1,000m <sup>2</sup> 以上

## 景観形成基準

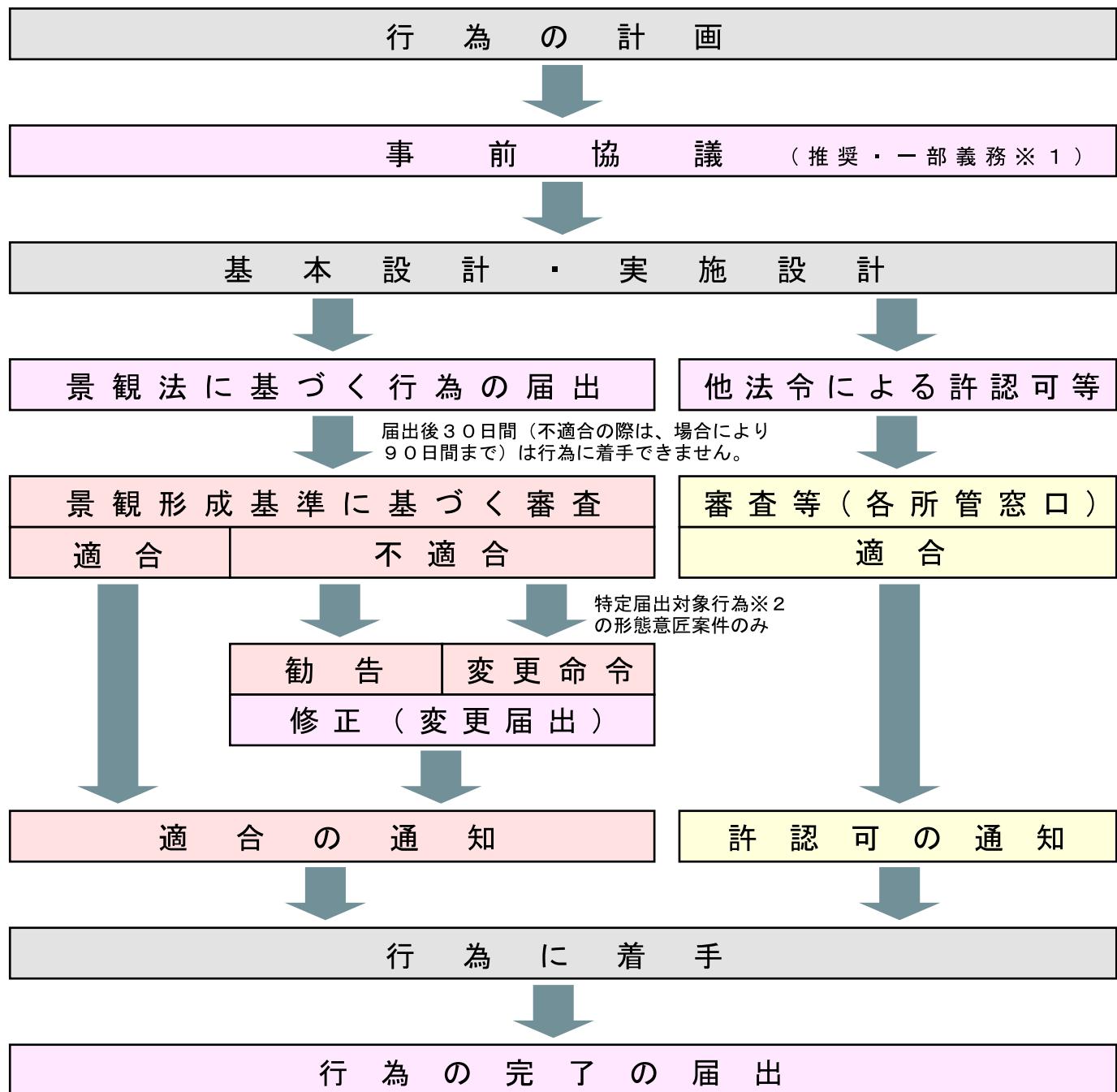
項目	基 準
<b>配置</b>	<p><b>屋外に設置するもの</b> 駐車場、駐輪場及びごみ置場等は、原則として街道から見える場所に配置しない。やむを得ず見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。</p> <p><b>建築設備附属物等</b> 建築設備（エアコンの室外機、ダクト類、高架水槽等）、屋外階段、屋上工作物及び塔屋等は、街道（街道沿い以外の区域を景観計画に含む場合は道路）から見えにくい位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。</p>
<b>外観</b>	<p><b>色彩</b> 外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみと調和するものとする。※別表の色彩基準を遵守すること。</p> <p><b>建築物の外壁</b> (ア)壁面の位置、外壁の仕上げ、開口部などは周辺の建築物との連続性に配慮する。 (イ)木、石、漆喰等の伝統的材料、又はそれらと調和するものとする。</p> <p><b>工作物の外壁</b> 壁、さく等（塀、門等）を配置する場合は、街道との敷際に配置し、周辺との連続性に配慮する。それ以外の工作物の配置は、周辺のまちなみとに配慮する。</p> <p><b>屋根</b> 建築物の屋根は、原則、勾配屋根とするとともに、1階部分には、庇を設けるなど、周辺のまちなみとの連続性に配慮する。</p> <p><b>建築物の意匠</b> 建築物の意匠は、伝統的様式（格子戸、むしこ窓等）、又はそれらと調和するものとする。</p> <p><b>工作物の意匠</b> 木、石、漆喰、瓦などの伝統的素材、又はそれらと調和するものを使用するなど、和風の造りとなるよう配慮する。</p>
	<p><b>建築物及び工作物の敷地内の緑化</b> 敷地内には緑を配置するよう努める。 緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。</p>
<b>開発行為</b>	できる限り現状の地形を生かし、長大なり面又は擁壁を要しないよう配慮する。ただし、やむを得ない場合、のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、区域の植生と調和した緑化を図る。また、擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、区域の環境及びまちなみとの調和に配慮する。
<b>土地の形質の変更</b>	(ア)整然と採取又は伐採を行うとともに、前面の緑化等により区域の景観との調和に配慮する。 (イ)行為を終了した箇所から速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景を行う。
<b>木竹の植栽又は伐採</b>	(ア)区域の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採に努める。 (イ)既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すよう努める。 (ウ)行為を終了した箇所から速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景を行う。
<b>物件の堆積</b>	(ア)できる限り道路、公園等の公共の場から目立ちにくい位置及び規模とする。 (イ)高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とする。 (ウ)できる限り道路、公園等の公共の場から見えないよう、区域の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいする。

## 4

## 行為の届出の流れ

行為に着手する30日前までに景観計画区域内における行為の届出書を提出してください。

なお、計画が進んだ段階からでは変更が難しくなりますので、次の届出フローにかかわらず、できるだけ早い段階からのご相談をお願いします。



※1：建築物又は工作物の色彩の制限の適用を除外される場合のうち次の各号のいずれかに掲げる場合は、事前協議が必要となります。

- (1) 地域の魅力向上につながるものと市長が認めるとき
- (2) 当該建築物又は工作物の機能を維持するためにやむを得ないものと市長が認めるとき
- (3) 地区計画等において、建築物又は工作物の色彩の制限が定められているとき

※2：羽曳野市景観条例に基づく届出を要する規模の建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の全てを特定届出対象行為とします。

## 凡例

	行為者が景観法及び 羽曳野市景観条例に基づいて行うもの
	その他行為者が行うもの
	行政が景観法及び 羽曳野市景観条例に基づいて行うもの
	行政が他法令に基づいて行うもの

## 5 色彩基準（別表）

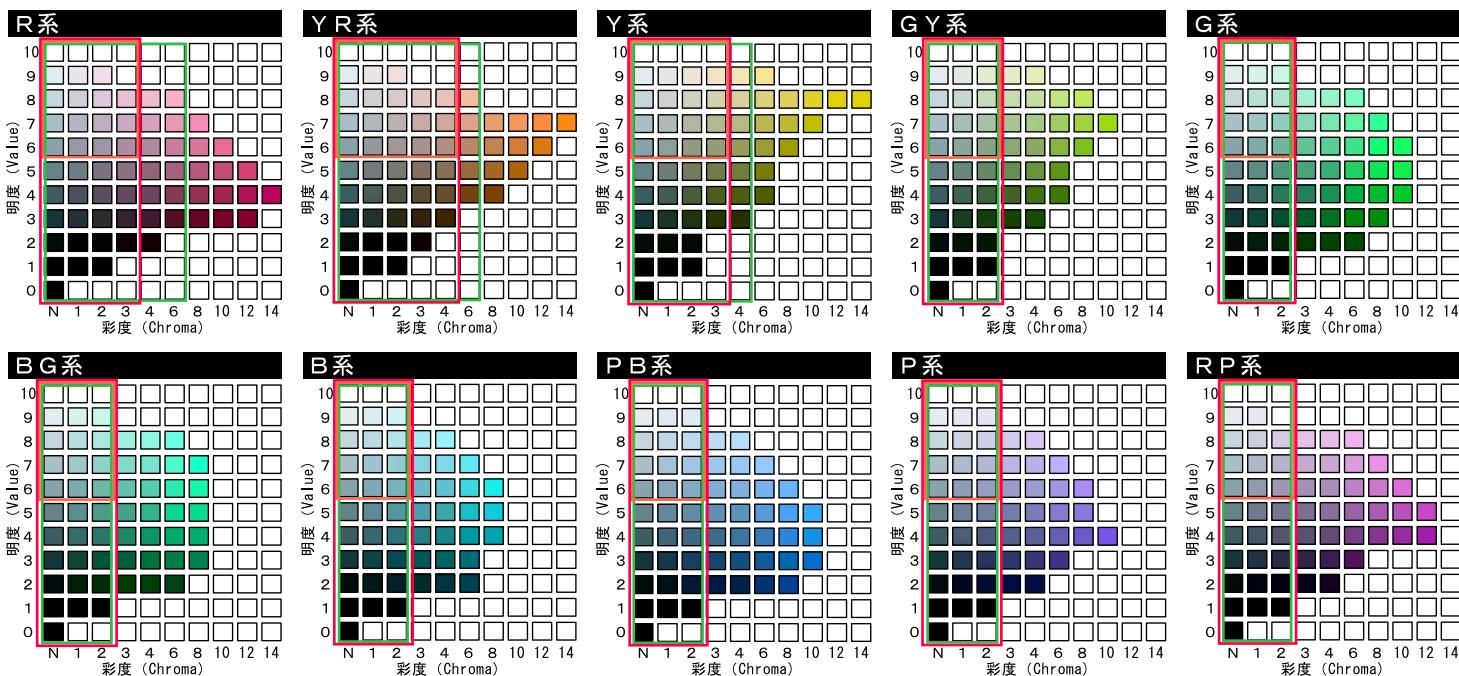
計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とします。

外壁及び屋根については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすることとします。

	色 相	明 度	彩 度
景観計画区域 (下記の区域を除く)	R(赤)系、YR(橙)系	(制限なし)	6以下
	Y(黄)系	(制限なし)	4以下
	上記以外	(制限なし)	2以下
歴史的街道 景観形成促進区域	YR(橙)系	6以上	4以下
	R(赤)系、Y(黄)系	6以上	3以下
	上記以外	6以上	2以下
駒ヶ谷地区における 歴史的街道 景観形成重点区域	YR(橙)系	(制限なし)	4以下
	R(赤)系、Y(黄)系	(制限なし)	3以下
	上記以外	(制限なし)	2以下

○ただし、次に掲げるものはこの限りではありません。

- ・外壁各面で1／3以下の面積でサブカラーとして使用する場合  
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で1／20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合  
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1／3以下とすること。
- ・公共の場所から見えない陸屋根等（ただし眺望として見られる重要な景観に含まれる場合は配慮すること。）
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等（景観形成促進区域及び景観形成重点区域の場合は和瓦を含む）で仕上げた場合
- ・市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設）又は機能上やむを得ない施設として認める場合
- ・地区計画等において色彩基準を設ける場合



■ 景観計画区域（下記の区域を除く）の色彩基準

■ 歴史的街道景観形成促進区域の色彩基準

■ 駒ヶ谷地区における歴史的街道景観形成重点区域の色彩基準

※代表的な色を例示しているものであり、全ての色彩についての基準を示すものではありません。印刷により実際の色と異なる場合があります。実際の色はJIS標準色票により確認してください。

景観法第8条第2項第3号に基づく「景観重要建造物の指定の方針」ならびに「景観重要樹木の指定の方針」は次のとおりです。

### ■ 景観重要建造物の指定の方針

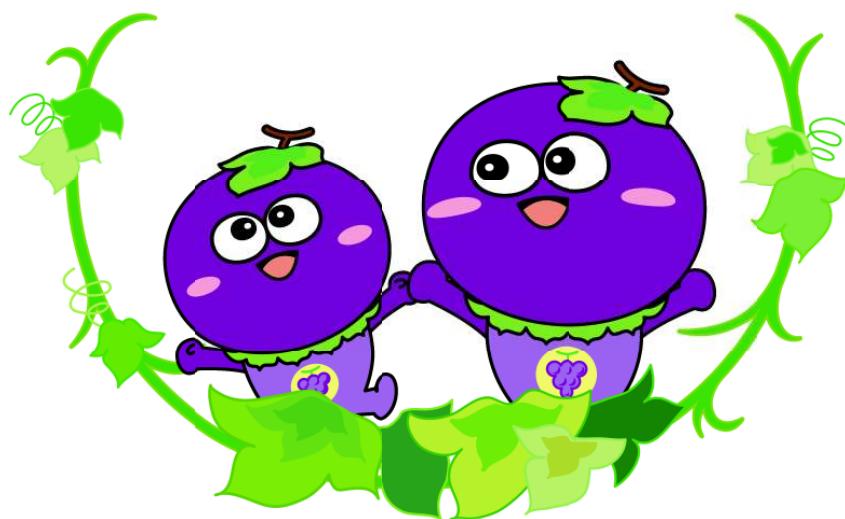
道路等、公共の場所から容易に見ることができ、次の項目のいずれかに該当する建造物を対象に、所有者の同意を得た上で、特に保全が必要であると認められた建造物について、指定します。  
また、所有者等も指定を提案することができます。（景観法第20条）

- 歴史的又は文化的に価値が高いと認められる建造物
- 地域の景観形成を推進する上でシンボルとなり得ると認められる建造物
- 地域における伝統的な様式を継承していると認められる建造物
- 市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる建造物

### ■ 景観重要樹木の指定の方針

道路等、公共の場所から容易に見ることができ、次の項目のいずれかに該当する樹木を対象に、所有者の同意を得た上で、特に保全が必要であると認められた樹木について、指定します。  
また、所有者等も指定を提案することができます。（景観法第29条）

- 樹種、樹齢、樹容等からみて、景観上優れていると認められる樹木
- 地域のランドマークやシンボルとなっていると認められる樹木
- 市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる樹木



---

羽曳野市景観計画（概要版）

発行／羽曳野市  
〒583-8585 大阪府羽曳野市菖田4-1-1  
TEL：072-958-1111

発行年月／平成26年8月

---